

農業者や地域の皆さんへお知らせ 人・農地プランから『地域計画』へ

農地の集約化などに向けた取り組みを加速させるため、農業経営基盤強化促進法等の改正が成立し、これにともない「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。

Q 何のために？

A 農地に関する様々な悩みを解決するためです

- ・農地を耕作してほしいけど受け手がいない
- ・規模拡大したいけど農地が点在し集約できない
- ・耕作放棄地が増え対応に困っている
- ・荒れている農地からの影響が心配

Q 何をするの？

A 様々な課題について地域一体となって話し合い、農地の今後の方針を地域計画に反映していきます

- 概ね10年後を見据え、地域の農地を
- ・誰が担うか
 - ・どのように活用していくか
 - ・どのように集積、集約していくか

Q 地域計画の進め方は？

A 地域みんなで協議しながら「地域計画」を作成します！

1 農家アンケート・集落内意向調査の実施 ←対応済

集落内の農業の課題等について、各農家（認定農業者など）に対してアンケート調査を実施します。

2 現況地図の作成 ←対応済

集落の農地の現状を反映した「現況地図」を作成します。

3 「地域農業の将来の在り方」と「目標地図」の作成 ←今はこの段階です！

地域の皆さんと「地域農業の将来の在り方」を協議しながら、将来その農地を担うであろう耕作者を想定し、2の「現況地図」から「目標地図」を作成します。

4 地域計画の策定・公表(令和6年度末まで)および実行

「地域農業の将来の在り方」+「目標地図」を地域計画として公表します。その後は目標地図に基づき計画的な農地の貸し借りをを行います（計画は随時見直しすることができます）。

地域計画とは

- 概ね10年後を見据え、誰がどの農地でどのように農業を進めていくのかを、地域の話し合いに基づきまとめる計画です。現況地図を見ながら話し合いを進め、10年後に目指すべき「目標地図」を作成します。
- 目標地図とは、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。
- 地域計画の公表後は、目標地図に沿って担い手への農地集積・集約を進めます。
- 令和7年3月末までに地域計画と目標地図を策定する必要がありますが、その後は地域の実情や将来の構想を踏まえて、随時変更し更新することが可能です。

出雲崎町では、課題解決に向けて地域の農業・農地について話し合うため、関係機関(農業委員会、JAなど)と一体となって、みなさんと一緒に「地域計画の策定とその実行」に向けて取り組んでいきます！

地域計画策定により農地の貸借の方法が大きく変わります！

個人同士での農地の貸し借り（利用権設定）が廃止され、今後は農地中間管理機構（農地バンク）が地権者から農地を一括で借り受け、受け手となる耕作者へ貸し付ける「農地中間管理事業」か「農地法第3条による貸借」のどちらかになります。

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条による貸借
契約の流れ	・ 相対契約 ・ 農用地利用集積計画を策定	・ 農地バンクを通じた契約 ・ 農用地利用集積等促進計画を策定	・ 相対契約 ・ 農業委員会の許可が必要 ・ 法務局で取得する書類要
適用	廃止 経過措置期間（地域計画公表） までは適用可能	継続	継続
賃借期間	50年以内	原則10年以上	50年以内
賃借期間満了後	自動的に貸付者に戻る ※更新または再契約が必要	自動的に貸付者に戻る ※更新または再契約が必要	賃貸借解消には原則 知事の許可が必要

地域計画に関するお問い合わせ

- 出雲崎町 産業観光課 農林水産企画室 農林水産係（☎0258-78-2295）
- 出雲崎町 農業委員会事務局（☎0258-78-3114）